



高規格堤防に関する河川管理施設等構造令 及び同令施行規則の運用について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成10年3月5日

河 第 489 号
平成10年3月5日

管 理 課 長
各土木事務所長
社団法人 鳥取県測量設計業協会会長 } 様

鳥取県土木部長

高規格堤防に関する河川管理施設等構造令 及び同令施行規則の運用について（通知）

このことについて、建設省河川局水政課長、河川計画課長、治水課長、から別紙のとおり通知がありました。
については、平成10年4月1日以降の工事から運用しますので御承知ください。

平成10年1月30日
建設省河政発第12号
建設省河計発第13号
建設省河治発第7号

鳥取県土木部長 殿

建設省河川局水政課長
建設省河川局河川計画課長
建設省河川局治水課長

高規格堤防に関する河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について

阪神・淡路大震災後における道路橋示方書等耐震に係わる各種技術基準の改訂に鑑み、高規格堤防に関する河川管理施設等構造令等の運用について「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について」（平成4年2月1日付建設省河政発第32号、建設省河計発第37号、建設省河治発第10号建設省河川局水政課長、河川計画課長、治水課長通達。以下「課長通達」という。）の一部を下記のとおり改正したので通知する、なお、本通達は平成10年度の工事から運用する。

記

- 課長通達の別紙（3）中の「円形滑りの面法」の表記を「円弧滑り法」に改める。
- 課長通達の別紙（6）を以下の内容に全文改める。

高規格堤防の地盤について、液状化に対する抵抗率が1.0以下の土質については液状化するものとする。なお、地震時には設計震度が生じた時点より後の過剰間隙水圧の上昇により、安全度が低下する場合もあるので、このような場合には過剰間隙水圧の算定によりチェックを行うものとする。

なお、液状化に対する抵抗率 F_L の求め方及びその他の細部事項については道路橋示方書・同解説 V耐震設計編（社団法人日本道路協会）に準拠するものとする。